

南国市告示第 28 号

令和 8 年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日

南国市長 平山 耕三

令和 8 年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和 53 年南国市条例第 20 号）第 17 条の規定に基づき、令和 8 年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第 2 条 この補助金は、エネルギー価格及び物価高騰の影響を受ける南国市内の中小企業者に対し、先端設備等導入計画に基づく先端設備等の導入に要する費用の一部を補助することにより、労働生産性の向上、経営基盤の強化及び賃上げ環境の整備の促進を図り、もって地域産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 先端設備等 法第 2 条第 1 4 項に規定する先端設備等をいう。
- (3) 事業所 中小企業者が自ら行う事業活動の用に供する事務所、営業所（店舗を含む。）、工場、研究所等の施設をいう。ただし、無人の施設を除く。
- (4) 先端設備等導入計画 法第 5 2 条第 1 項に規定する先端設備等導入計画をいう。
- (5) 認定経営革新等支援機関 法第 3 1 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。

(補助事業者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象となる設備等（以下「補助対象設備等」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助の要件は、別表1に定めるとおりとし、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額は、別表2に定めるとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和8年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、令和8年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

（遵守事項）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、補助事業に係る契約等において暴力団を利用することとならないよう、南国市の暴力団の排除に係る取扱いに準じて行うこと。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約は、南国市が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間又は補助事業により取得し、若しくは効用の増加した財産に係る第6号に規定する期間（当該期間内に同号の規定により市長の承認を得て財産を処分した場合は、当該処分の日を期間の末日とする。）のいずれか長い期間保管すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図ること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(7) 前号の規定により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従って当該収入の全部又は一部を南国市に納付しなければならないこと。

(8) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定を遵守すること。

（変更申請等）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、令和8年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月8日のいずれか早い日までに、令和8年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、令和8年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた補助事業者は、令和8年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

（報告等）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間、補助事業により導入した先端設備等の稼働状況の確認を行い、毎年6月末日までに、令和

8年度南国市先端設備等導入支援事業状況報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第7条第4号から第7号まで、第12条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表1（第4条関係）

補助事業者	<p>次に掲げる要件を満たす中小企業者</p> <p>(1) 第5条の規定による交付の申請の日（以下この表において「申請日」という。）において南国市に事業所を有し、今後も事業を継続する意思があること。</p> <p>(2) 次に掲げる者でないこと。</p> <p>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第2号及び第3号を除く。）又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者</p> <p>イ 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者</p> <p>ウ 南国市税を滞納している者</p> <p>エ 過去にこの補助金の交付を受けた者</p> <p>オ アからエまでに掲げる者のほか、市長が適当でないとする者</p>
補助対象設備等	<p>次の各号に掲げるものであって、それぞれ当該各号に定める要件を満たすもの</p> <p>(1) 機械及び装置 1台又は1基（通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものにあたっては、1組又は1式。以下同じ。）の取得価額が160万円以上のもの</p> <p>(2) 器具及び備品並びに工具 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの</p> <p>(3) 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの（家屋と一体で課税されるものは除く。）</p> <p>(4) ソフトウェア 前3号に掲げる設備等を導入するために必要なソフトウェアで、1式の取得価額が30万円以上のもの</p>
補助対象経費	<p>補助事業に要する必要最小限の経費であって、市長が適当と認めるもの</p>
補助の要件	<p>(1) 補助事業に係る先端設備等導入計画について、申請日以前に法第52条第1項又は第53条第1項の規定による南国市の認定を受けており、かつ、申請日において当該計画期間が終了していないこと。</p> <p>(2) 申請日において補助事業に係る先端設備等に係る売買等契約を締結していないこと。</p> <p>(3) 補助事業に係る先端設備等について、第6条の規定による交付の決定後に南国市内の事業所に導入されるものであること。</p> <p>(4) 補助事業について、この要綱による補助金以外の他の補助金等の交付を受けていないこと。</p>

別表2（第4条関係）

区分	補助事業	補助金の額
1	<p>次に掲げる要件をすべて満たす先端設備等を導入する事業（中古及びリースによるものを除く。）</p> <p>(1) 賃上げ方針を従業員に表明したことを位置付けた先端設備等導入計画に基づくものであること。</p> <p>(2) 認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載されたものであること。</p>	<p>補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）</p> <p>又は、200万円のいずれか少ない方の額を限度とし、予算の範囲内で市長が必要と認める額</p>
2	<p>申請時点において、代表者以外の従業員が存在しない補助事業者が、先端設備等導入計画に基づき、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された先端設備等を導入する事業（中古及びリースによるものを除く。）</p>	<p>補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）</p> <p>又は、100万円のいずれか少ない方の額を限度とし、予算の範囲内で市長が必要と認める額</p>